

『職業能力の開発と向上のための支援策を知りたい』

キャリア形成促進助成金

企業の人材育成と労働者のキャリア形成のための助成金制度があります。

対象となる方

企業内における労働者のキャリア形成の効果的な促進のため、雇用する労働者に対して、計画に沿った職業訓練及び制度の導入・適用を行う事業主等

支援内容

訓練に要した経費と訓練期間中の賃金の一部を助成します。また、企業内の人材育成に関する制度を導入・実施した際にも助成をします。助成内容は、以下の表のとおりです。

支給対象となる訓練又は制度	対象	訓練又は制度内容	助成額・助成率 ※()内は大企業
Ⅰ 雇用型訓練コース			
① 特定分野 認定実習併用職業訓練	大企業 中小企業 事業主団体等	建設業、製造業、情報通信業等が実施する大臣の認定を受けた次の OJT 付き訓練 ア 事業主団体等と企業が連携して実施する訓練 イ 複数の企業が連携して実施する訓練 ウ 企業が単独で実施する訓練	経費助成: 2／3(1／2) 賃金助成: 1h 当たり 800 円(400 円) OJT 実施助成: 1h 当たり 700 円(400 円)
② 認定実習併用職業訓練	大企業 中小企業	大臣の認定を受けた OJT 付き訓練(Ⅰ①を除く)	経費助成: 1／2(1／3) 賃金助成: 1h 当たり 800 円(400 円) OJT 実施助成: 1h 当たり 700 円(400 円)
③ 中高年齢者雇用型訓練		中高年齢(45 歳以上 65 歳未満)新規雇用者等を対象とした OJT 付き訓練	
Ⅱ 重点訓練コース 以下の①～⑤のいずれかの種類の訓練を実施した場合			
① 成長分野等・グローバル人材育成訓練	大企業 中小企業	医療・福祉・環境などの成長分野等又は海外関連業務に従事する労働者の人材育成のための訓練	経費助成: 1／2(1／3) 賃金助成: 1h 当たり 800 円(400 円)
② 中長期的キャリア形成訓練		中長期的なキャリア形成に資する教育訓練として厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練	
③ 熟練技能育成・承継訓練		熟練技能者の指導力強化、技能承継のための訓練、認定職業訓練	
④ 若年人材育成訓練		採用後5年以内で、35 歳未満の若年労働者への訓練	

支給対象となる訓練又は制度	対象	訓練又は制度内容	助成額・助成率 ※()内は大企業
⑤ 育休中・復職後等人材育成訓練	大企業 中小企業	育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練	経費助成: 2/3 (1/2) 賃金助成: 1h当たり 800 円 (400 円)
Ⅲ 一般型訓練コース			
① 一般企業型訓練	中小企業	I・II 以外の訓練	経費助成: 1/3 賃金助成: 1h当たり 400 円
② 一般団体型訓練	事業主団体等	事業主団体等が構成事業主の雇用する労働者を対象に、若年労働者への訓練や熟練技能者の指導力強化・技能承継のための訓練、育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練	経費助成: 1/2【育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練 2/3】
Ⅳ 制度導入コース			
① 教育訓練・職業能力評価制度	大企業 中小企業	従業員に対する教育訓練か職業能力評価を、ジョブ・カードを活用し計画的に行う制度を導入し、適用した場合	導入実施助成 50 万円 (25 万円)
② セルフ・キャリアドック制度		セルフ・キャリアドック制度を導入し、適用した場合	
③ 技能検定合格報奨金制度		技能検定に合格した従業員に報奨金を支給する制度を導入し、適用した場合	
④ 教育訓練休暇等制度		教育訓練休暇制度又は教育訓練短時間勤務制度を導入し、適用した場合	
⑤ 社内検定制度		社内検定制度を導入し、実施した場合	
⑥ 事業主団体助成制度	事業主団体等	従業員に対し教育訓練か職業能力評価を行う構成事業主の支援及び業界検定・教育訓練プログラムの開発を実施した場合	経費助成 2/3

※ 経費助成の1人1コースの事業主に対する支給限度額について、I 及び II は 15 万円～50 万円(大企業は 10 万円～30 万円)、Ⅲの①は7万円～20 万円。また、I、Ⅲの②及びⅣの⑥の事業主団体等に対する支給限度額については、1 団体当たり 500 万円。(ただし、Ⅳの⑥において業界検定を開発した場合の支給限度額は 1,000 万円)

※ 1 事業主の年間の支給限度額は 500 万円(認定職業訓練、I の場合は 1,000 万円)、1 事業主団体等の年間の支給限度額は 500 万円。

※ I・II において、若者雇用促進法に基づく認定事業主又はセルフ・キャリアドック制度導入企業については、経費助成率を 1/2 のものを 2/3、1/3 のものを 1/2 にそれぞれ引き上げる。

※ Ⅲの①については、定期的なキャリアコンサルティング(セルフ・キャリアドック等)の実施を要件とする。

※ 助成の対象となる訓練等の受講回数は、同一の労働者につき、1 年度 3 コースまで。

※ 制度導入コースについては、同一制度における助成は一回のみ(旧企業内人材育成推進助成金において同制度で助成を受けていた場合も同様)

※ 東日本大震災に伴う被災地の事業主については、助成率の特例あり(Ⅲの①は中小企業: 賃金 800 円(1h)・経費 1/2 大企業: 賃金 400 円(1h)・経費 1/3、I の②は中小企業: 賃金 800 円(1h)・経費 1/2・OJT 実施 700 円(1h) 大企業: 賃金 400 円(1h)・経費 1/3・OJT 実施 600 円(1h))

ご利用方法**1. I～Ⅲの場合**

- (1) 事業内職業能力開発計画及びこれに基づく年間職業能力開発計画を作成し、年間職業能力開発計画を、訓練実施計画届や訓練カリキュラムと併せて労働局に提出します。
- (2) 提出した年間職業能力開発計画に沿った職業訓練を実施した後2か月以内に、必要な書類を添えて労働局に支給申請を行います。
- (3) 労働局において厳正な審査を行った上で、支給・不支給の決定を行います。

2. IVの場合

- (1) 事業内職業能力開発計画及び制度導入・適用計画を作成し、制度導入・適用計画届や制度ごとに必要な添付書類を労働局に提出します。
- (2) 提出した導入・適用計画に沿った制度を導入・実施した翌日から6か月経過した日から2か月以内に、必要な書類を添えて労働局に支給申請を行います。
- (3) 労働局において厳正な審査を行った上で、支給・不支給の決定を行います。

お問い合わせ先

最寄りの都道府県労働局

URL: 都道府県労働局窓口一覧

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/madoguchi.html>

助成金の受給に当たっては、さまざまな要件がございます。

詳しくは、事業所の所在地を管轄する労働局におたずねください。